

別紙 1

仕 様 書

1 業務名

漏水調査業務（その 2）

2 実施場所

別表 1 のとおり

3 契約期間

契約締結日から令和 8 年 3 月 4 日（水）まで

4 実施内容

漏水調査業務（路面音聴調査を除く）は、原則として下関市上下水道局（以下「局」という。なお、北部事務所管内については北部事務所と読み替える。）の開庁日の 8 時 30 分から 17 時までの範囲内で行うこと。なお、調査の種類及び方法の詳細は、（1）から（7）までのとおりとする。

（1）現場下見調査

あらかじめ、調査区域内の水道施設等の位置を確認し、局が貸与する配管図と現地とを照合するものとする。

なお、貸与された配管図は業務完了までに返却すること。

（2）戸別音聴調査

調査区域内にある各戸のメータ及びその属具等の漏水音を、音聴機器により調査すること。メータを撤去している場合は、メータ止水栓で調査すること。

（3）弁栓音聴調査

調査区域内にある仕切弁及び消火栓等の配水管付属施設の漏水音を、音聴機器により調査すること。

（4）路面音聴調査（夜間）

原則として 22 時から翌日の 3 時までの間に調査区域内の配水管路上の路面の漏水音を、音聴機器により調査すること。

（5）確認調査

ア 漏水音（疑似漏水音を含む。）が発見された場合は、弁栓音聴調査、漏水探知器又はボーリング調査等により周辺の再調査を行い、漏水位置を

正確に割り出すこと。また、ボーリング孔は、調査後に砂及び砂利等を入れ、舗装部分はロードキャップ等で補修すること。

イ 調査の結果、漏水量が多大で道路陥没等の二次被害が予想される場合は、直ちに局担当者に連絡すること。

ウ メータ二次側の漏水を発見した場合には、給水装置の所有者等に連絡するとともに、局担当者に速やかに報告すること。

(6) 相関調査

局担当者の指示する調査対象の管路上に多点相関式漏水調査機器を設置し、調査範囲内の漏水の有無を調査すること。

(7) 漏水箇所の表示

調査の結果、漏水を発見した場合には、漏水箇所及び分岐箇所を示すマークを表示すること。ただし、漏水箇所及び分岐箇所が、私有地内又はインターロッキング舗装上にある場合は、オフセット図により漏水箇所及び分岐箇所が分かるようにすること。

(8) 漏水修理

調査で発見された漏水箇所の修理は、局が行うものとする。

(9) 報告

ア 調査日報は、調査日の翌開庁日に提出すること。漏水を発見した場合は、調査票を遅滞なく局に提出すること。また、地上漏水と地下漏水の区分は別表2に定める。

イ 地上漏水を発見した場合は、直ちに局担当者に報告すること。

ウ 道路の陥没など異常な状況を発見した場合は、直ちに局担当者に報告すること。

5 提出書類

(1) 調査工程表

(2) 調査計画書

(3) 調査日報

(4) 調査票

(5) 業務完了届

(6) 漏水調査報告書

1 部（A 4 版、バインダー式）

（7）上記（3）、（4）、（6）の内容を記録した電子データ

（8）その他局担当者が指示したもの

6 注意事項

（1）調査工程表は、契約締結日から 5 日以内に提出すること。

（2）業務に従事する技術者（以下「調査員」という。）は、漏水調査業務に 3 年以上従事した実務経験を有する者であること。

（3）調査員は、業務に従事するときは、局が発行する作業従事者証を携帯し、腕章を着用すること。

（4）調査に関して住民又は関係機関との交渉を必要とするときは、あらかじめ局担当者に連絡し、その指示を受けること。

（5）私有地に立ち入り調査を行うときは、土地所有者等の同意を得ること。業務に関して受けた苦情等に対しては誠実に対応すること。

（6）調査に際しては、調査箇所及びその周辺の既設構造物並びに地下埋設物に損傷を与えぬよう注意すること。業務中、既設構造物等に損傷を与えたときは速やかに局担当者に連絡し、局担当者の指示により受託者の責任において原形復旧すること。

（7）調査中は、調査員や通行者の安全を確保し、事故防止に努めること。特に私有地内や路地において、調査車両の駐停車や機械・材料等の仮置きには十分配慮し、緊急時に支障とならない状態にしておかなければならない（例：通行の支障となるような看板設置や資機材の仮置きをしてはならない。）。

（8）本業務場所と近接工事等がある場合は、業務の進捗に支障の無いよう業者間で工程の打合わせを十分に行い、その内容について局担当者の確認を得ること。

（9）公衆災害の防止について

ア 調査中は常に整理整頓し、騒音やじんあい等により周辺に迷惑の及ぶ事のないよう注意すること。

イ 調査箇所の周辺環境に配慮するとともに、調査箇所周辺における住民の生活環境の保全に努め、住民との良好な関係を保つこと（例：ゴミを

放置すること等の行為をしてはならない。。

ウ 調査箇所及びその周辺の安全巡視を励行し、事故防止施設の整備及びその維持管理に努めること（例：路面段差や陥没についてよく注意を図り、事故等の無いようにすること。）。

(10) 道路使用条件の遵守について

警察署、道路管理者等から受けた指示事項を遵守し、日々交通規制の早期開放に努めること。また、国・県道では特に作業時間の制約を受けるので注意すること。

7 その他

(1) 仮設、調査方法その他業務を履行するために必要な一切の手段については、契約書及び設計図書に特別の定め（見積り上の参考資料として示す代価表や参考図は特別の定めに当たらない。）がある場合を除き、受託者の責任において定めること。その内容については、業務に着手するまでに調査計画書により局担当者へ提出すること。

(2) 実施に当たり仕様書に疑義が生じた場合、又は見解を異にする場合は、入札までに解決するものとし、以後の解釈は局担当者の指示に従うこと。

以上

別表 1

	調査種別	調査区域	調査距離	調査戸数
本局管内	戸別音聴調査 弁栓音聴調査	熊野、竹生、新棕野、吉見、高尾、日和山高地配水区域	108.8 km (108.8 km ×1巡)	12,838 戸 (12,838 戸 ×1巡)
	路面音聴調査 弁栓音聴調査	熊野、竹生、新棕野、吉見、高尾、日和山高地、内日第1・第2、井田（奥山含む）、蒲生野、尾袋、蓋井島、妙寺、吉母、北浦、田倉（差葉含む）、長府、高畑（低区含む）、勝谷（低区含む）、みどりヶ丘、四王司（低区含む）、東部、富士見台、清末、王司員光、王司山田、清末畑組、清末小野、吉田第1、吉田第2配水区域	187.5 km (187.5 km ×1巡)	
北部事務所管内	戸別音聴調査 弁栓音聴調査 路面音聴調査	菊川第一、七見、歌野、歌野減圧、貴飯、檜崎、久野、一本松、轡井・道市減圧、轡井・道市配水区域	118.9 km (118.9 km ×1巡)	3,160 戸 (3,160 戸 ×1巡)

- ① 詳細については、図面を参照すること。
- ② 調査距離及び調査戸数は参考数量とする。
- ③ 相関調査の調査距離は本局管内を 3.3 km、北部事務所管内を 1.0 km とする。

別表 2

漏 水 箇 所	漏 水 部 分	漏水区分
メータ止水栓	全 て	地 上
止 水 栓 スリース弁	上 部	地 上
	ユニオン・エラス	地 下
仕 切 弁	目に見える範囲	地 上
消 火 栓		
排 水 栓		